

薬学科 追加

P204 VI 授業科目の履修申請（追加補足事項）

・履修上の注意

1. 実験・実習科目について

実験・実習科目は、全て出席しなければならない。ただし、各実験・実習において5分の4以上出席した者には、単位の修得を認めることがある。

2. 上位学年に配分されている科目は履修できない。

ただし、留年者にとっては、未修得科目の再履修を最優先とするが、直上位学年に配分されている専門科目（必修）の講義の履修を認めることがある（上位学年特別単位修得制度）。

（1）直上位学年に配分されている科目が履修できるのは、留年したその年度のみに限る（前年度以前に留年した学生が進級した場合、上位学年の科目を履修することは認めない）。

（2）専門科目の演習および実習の履修は認めない。

（3）履修可能な科目数の上限は、以下の計算式によるものとする。

直上位学年の科目数 - 留年学年以前の未修得科目数

（4）成績評価は、正規の学年と同時期かつ同条件にて行われる。ただし、この成績評価は、その年度の進級判定には反映されない。

（5）履修した科目の単位修得後、その学年に進級した場合、再度の履修は認めない。ただし、聴講は認める。

（6）履修にあたっては、当該科目を担当する教員の許可を必要とする。

（7）履修希望者は、指定された期日に上位学年科目履修願を提出のうえ履修申請しなければならない。

（8）科目によっては上位学年特別単位修得制度として履修できないことがある。

（9）専門科目（選択）および関連科目の直上位学年に配分されている科目については薬学部事務室に問い合わせること。

3. 履修科目の登録の上限

履修科目として登録できる単位数の上限は、1学年当たり、基本科目（講義・演習）、専門科目（講義・演習・実習）及び関連科目を合わせて49単位までとする。ただし、自由科目の単位は上限の49単位には含めない。留学を希望する学生については、上記に定められた単位数を超えて履修単位の登録を認める場合がある。